



特定教育・保育施設等の確認監査について

令和 3 年度集団指導資料

三郷市子ども未来部子ども政策室・すこやか課

1. 子ども・子育て支援新制度における 指導監査等について

「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことに伴い、施設型給付費等の新たな給付制度が創設されました。児童福祉法に基づき、埼玉県が実施している認可基準等に基づく指導監査（以下「施設監査」という。）に加え、新制度創設以降は、子ども・子育て支援法に基づき、三郷市が**特定教育・保育施設等***に対し、給付対象施設としての指導監査（以下「確認監査」という。）及び業務管理体制を整備していることを確認するための検査を実施します。

* 特定教育・保育施設等とは、施設型給付費等の対象として市から確認を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業をいいます。

2. 指導監査の種類と権限

施設種別	類型 (市内既存園のみ)	認可に係る指導監査 (施設監査) 権限・根拠法令	確認に係る指導監査 (確認監査) 権限・根拠法令 ※詳細は「3.確認監査の方針」「4. 確認 監査の概要」参照	業務管理体制検査 権限・根拠法令 ※詳細は「9.業務管理体制の整備」 「10.業務管理体制の整備 の検査」参照
特定教育・ 保育施設	保育所	埼玉県 児童福祉法	三郷市 子ども・子育て支援法 指導：第14条 監査：第38条	三郷市 子ども・子育て支援 法第56条 ※国または埼玉県が権限を 有する場合があります。
	幼保連携型 認定こども園	埼玉県 就学前の子供に関する教育、 保育等の総合的な提供の推 進に関する法律		
特定地域型 保育事業	小規模保育事業	三郷市 児童福祉法第34条の17	三郷市 子ども・子育て支援法 指導：第14条 監査：第50条	
	事業所内保育事業	※特定地域型保育事業の施設監査は 三郷市が確認監査と一体的に実施 します。		

3. 確認監査の方針

◆確認監査は、次の事項について周知徹底するとともに、過誤・不正の防止を図るために実施します。

(1) 特定教育・保育施設等の設置者等の責務

「子ども・子育て支援法」第33条、第45条

(2) 施設等の運営に関する基準

「三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

(3) 施設型給付費等の請求

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準」

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意点について」

4. 確認監査の概要

種 別	内 容
指 導	集団指導 各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合 その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて、 講習会等の方法により行います。 ※令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、 講習会等は開催せず、資料の送付により実施します。
	実地指導 ※詳細は「5. 実地指導の実施方法」「6. 実地指導の主眼事項」参照 各種基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者 との面談、質問等による方法で実施します。 ①全ての施設を対象として定期的かつ計画的に実施する ②指導を要すると認める施設を対象に随時実施する
必要に応じ監査に切替えて実施する	
監 査 ※詳細は「7. 監査を実施する必要があると認められる場合」「8. 監査の実施方法」参照	必要に応じて随時実施します。 ①運営基準の著しい違反が確認され、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす おそれがある場合 ②給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められた場合

確認監査

5. 実地指導の実施方法

内 容	概 要
①実施通知	対象とする特定教育・保育施設等に対し、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等について、概ね1か月前を目安として文書により通知します。
②自主点検表	対象となった特定教育・保育施設等は、実施通知と併せて送付する自主点検表（市HPにも掲載しています。）に記入し、実施指導（当日）から2週間前までに市へ提出してください。
③実地指導（当日）	当該対象施設において、必要となる関係書類等の閲覧、園長等関係者からの聞き取り等を実施します。
④結果通知	実地指導の結果について文書により通知し、改善を要する事項があった場合は、改善報告の提出を求めます。結果については、市HPで公開します。
⑤報告書提出	当該対象施設は改善報告書を提出してください。

○特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）については、原則として埼玉県が実施する認可制度に基づく施設監査と合わせて合同で実施します。

○特定地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）については、児童福祉法第34条の17に基づく施設監査と一体的に実施します。

6. 実地指導の主眼事項

主眼事項

○利用定員に関する基準

○運営に関する基準

- ①内容及び手続きの説明及び同意 ②応諾義務・選考
- ③小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上
- ④利用者負担の徴収 ⑤事故防止及び事故発生時の対応、再発防止
- ⑥利用定員の遵守 ⑦地域との連携 ⑧会計の区分
- ⑨各種記録（職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等）の整備

○給付に関する事項 ※給付費の請求に関する審査の中での確認をもって代えます。

- ①地域区分等 地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分
- ②基本部分（基本分単価）
- ③各種加算事項
- ④各種加減・乗除調整事項

7. 監査を実施する必要があると認められる場合

◆監査は、次に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について、特に必要があると認められる場合に随時実施します。

(1) 要確認情報

① 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性があるものに限る。）

② 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異な傾向を示す特定教育・保育施設等に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

実地指導を実施した市が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

◆実地指導中に、次に該当する情報を確認した場合は、直ちに監査への変更を実施する場合があります。

(1) 死亡事故等の重大事故の発生又は小学校就学前子どもの生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じるおそれに関する情報

(2) 意図的な隠蔽等の悪質な不正が疑われる情報

8. 監査の実施方法

項 目	内 容	概 要
監 査	①実施通知	監査対象となる特定教育・保育施設等が決定したときは、その旨を通知します。 (実地指導中において監査への変更を実施した場合を除きます。)
	②監査の実施	関係書類の提示を命じ、出頭を求め、質問を行い、関係場所に立ち入り、物件等の検査を実施します。
	③結果通知	監査の結果、「行政上の措置」(⑤⑥⑦)には至らないが、改善を要すると認められた事項について文書により通知します。
	④改善報告書の提出	特定教育・保育施設等は、文書により指摘された事項について、改善報告書を提出します。
行政上 の 措 置	⑤勧告	期限を定めて文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告します。当該特定教育・保育施設等は、改善報告書を提出します。
	⑥命令	正当な理由がなく、勧告に従わなかったときは、期限を定めて、その勧告に従うよう命令します。当該特定教育・保育施設等は、改善報告書を提出します。
	⑦確認の取消し等	確認基準違反等の内容が、子ども・子育て支援法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合、特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期限を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止します。 ※取消処分等を行った場合において、子ども・子育て支援法第12条に基づいて、不正利得の徴収を行うことがあります。

9. 業務管理体制の整備

◆業務管理体制の整備とは◆

不正事案の発生防止と利用者サービス確保の観点から、事業運営への適正化を図るための整備を指します。施設等の数に応じ、以下の点について整備することが必要とされています。

- ①法令遵守を確保するための責任者が置かれていること。
- ②法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセスを記載した「法令遵守規程」を整備すること。
- ③外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていること。

◆届出の内容◆

届出の内容は特定教育・保育施設等の数に応じて異なります。

	対 象	届出の内容
共通事項	全ての設置者等 (個人立の施設を含む)	設置者等の名称又は氏名、主たる事業所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名
		「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
規模に応じた事項	施設等の数が20以上の設置者等	上記に加え「法令遵守規程」の概要
	施設等の数が100以上の設置者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

10. 業務管理体制の整備に関する検査

◆届出先の行政機関◆

	区分	届出先
①	設置者等が設置する特定教育・保育施設等が2以上の都道府県に所在する場合	国（内閣府）
②	設置者等が設置する特定教育・保育施設等が三郷市のみに所在する場合	三郷市
③	①及び②以外の場合（複数の市町村内に特定教育・保育施設等が所在する場合など）	埼玉県

◆業務管理体制の整備に関する検査◆

上記の②に該当し、三郷市に届出を行った特定教育・保育施設等に対し、三郷市は子ども・子育て支援法第56条第1項に基づき、当該施設等が適切な業務管理体制を整備していることを確認するため検査を行います。

検査は書面により行うこと、及び他の指導等と同時に行うことを基本とします。

参考 文書の保存年限等

- * 1 三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- * 2 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律

文書名等	保存年限	根拠法令等
保育計画	5年	三郷市確認条例*1第15条第1項各号及び同第34条
保育日誌等	5年	三郷市確認条例第12条及び同第34条
保護者が不正に給付を受給していることを市へ報告した際の記録	5年	三郷市確認条例第19条及び同第34条
苦情の内容	5年	三郷市確認条例第30条第2項及び同第34条
事故の状況、事故に際してとった処置	5年	三郷市確認条例第32条第3項及び同第34条
保育要録	6年 (小学校卒業まで)	保育所保育指針の適用に際しての留意事項について（平成30年・子保発0330号第2号）
認定こども園の指導要録	20年	認定こども園法*2施行規則第30条第4項
労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類	5年※	労働基準法第109条 同法施行規則第56条 ※令和2年法律第13号により一部改正され、保存年限が5年に延長されましたが、「当分の間は3年」とされていますので注意してください。